

令和 8 年度
第 4 4 9 回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和 8 年 7 月 2 日

14 : 30 ~ 15 : 26

千葉県教育会館新館 4 階 401 号室

令和 8 年度
第 449 回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

1 日時 令和 8 年 7 月 2 日（木） 14 時 30 分～15 時 26 分

2 場所 千葉県教育会館新館 4 階 401 号室

3 出席者（委員）

公益委員 伊澤委員、大竹委員、村上委員

労働者委員 大谷委員、高野委員、田中委員、戸田委員、中島委員

使用者委員 神田委員、斉藤委員、坂元委員、古山委員、本村委員

4 議題

（１）千葉県最低賃金の改正決定について（諮問）

（２）令和 8 年度千葉地方最低賃金審議会の運営について

（３）千葉地方最低賃金審議会運営小委員会・特別小委員会の設置について

（４）千葉県最低賃金専門部会の設置・運営について

（５）今後の審議日程について

（６）千葉地方最低賃金審議会の公開などについて

（７）その他

5 議事内容

（会長）

ただ今から、第 449 回千葉地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、本年度第 1 回目の審議会でございますので、はじめに労働局長からご挨拶を
いただきたいと思います。

（労働局長）

それでは、着座にて失礼いたします。

労働局長の小山でございます。改めましてよろしくお願い申し上げます。

本日の審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本日、第 449 回千葉地方最低賃金審
議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃より、それぞれのお立場から労働行政全般の円滑な運営に格別のご理解と

ご協力を賜っておりますことをこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日は、千葉県最低賃金の改正につきまして諮問させていただくため、本審議会を開催させていただきました。

去る6月26日には、中央最低賃金審議会におきましても諮問が行われ、最低賃金の引上げの目安に関する審議が開始されております。

委員の皆様におかれましては、今後、中央最低賃金審議会から示されます目安を参考としていただきながら、最低賃金法に定める生計費、賃金、また通常の事業の賃金支払能力、いわゆる法定三要素を踏まえ、千葉県の実情に即したご審議を賜れば幸いに存じます。

私ども事務局といたしましても、円滑かつ充実したご審議をいただけますよう努めてまいりたいと思っております。

これから夏の暑い時期にかけて、委員の皆様には何かとご負担をおかけすることと存じますが、本年度の当審議会の自主性を十分に発揮いただき、活発なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、以上をもちまして冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(会長)

それでは、会長の私と大竹会長代理から一言ご挨拶を申し上げます。

着座にて失礼いたします。村上でございます。

昨年度に引き続き会長を務めさせていただいております。委員の皆様、どうぞよろしく願いたいします。

本日は、千葉県最低賃金の改正について諮問をお受けすることとなります。

最低賃金をめぐっては、社会的な関心が年々飛躍的に高くなっており、それと比例して、昨今の急激な国際情勢、経済情勢の変動により、判断が大変困難になっていると感じております。

言うまでもなく、最低賃金の改正については、労働者の生計費、賃金の状況、企業の支払能力のいわゆる法定三要素を勘案し、議論を重ねていく必要がございます。

委員の皆様には、それぞれの立場から積極的なご意見をいただき、十分な議論を尽くした上で、最終的な合意に至りたいと希望しております。

本日から専門部会を含め、複数回にわたりご審議をいただくこととなりますが、皆様のご意見を丁寧に伺いながら、微力ながら公平かつ円滑な議事運営に努めてまいりたいと考えております。

どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(会長代理)

会長代理の大竹でございます。

昨年度に引き続きまして、会長代理を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本年度も充実した議論が行われますよう、私も会長を補佐しながら努めてまいりたいと思っております。

委員の皆様のご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは次に、事務局から審議会委員と事務局職員の紹介をお願いいたします。

(賃金室長)

事務局賃金室長の菊池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

僭越ではございますが、私から各委員の皆様をご紹介させていただきます。

お名前はお一人ずつ五十音順にご紹介させていただきます。

委員名簿を配布しておりますので、ご覧ください。

まずは、公益代表委員の皆様をご紹介いたします。

伊澤委員です。

大竹委員です。

村上委員です。

なお、公益委員の大越委員と小野委員ですが、本日は欠席との連絡をいただいております。

続きまして、労働者代表委員の皆様をご紹介いたします。

大谷委員です。

高野委員です。

高野委員は、鈴木委員の後任として、この6月にご就任いただきました。

続きまして、

田中委員です。

戸田委員です。

戸田委員は、岡田委員の後任としてご就任いただきました。

続きまして、

中島委員です。

使用者代表委員の皆様をご紹介いたします。

神田委員です。

齊藤委員です。

坂元委員です。

本村委員です。

本村委員は、高橋委員の後任としてご就任いただきました。

(賃金室長)

次に、先ほどご挨拶申し上げました局長の小山以外の職員をここで紹介させていただきます。

労働基準部長の工藤です。

賃金室長補佐の川名です。

賃金指導官の和田です。

事務局一同、円滑な審議会運営に努めてまいりますので、どうぞ協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(会長)

ありがとうございました。それでは議事を進めたいと思います。

まず、審議会の公開についてご報告いたします。

本審議会は、千葉地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき、公開で開催することとなっておりますので、その旨を公示しましたところ、現時点で傍聴される方はおりませんことをご報告いたします。

また、本日の議事につきましては、同運営規程第7条により議事録を作成し、公開することといたしますので、ご承知おきください。

続いて、事務局は本審議会の成立についてご報告をお願いいたします。

(室長補佐)

それでは、ご報告いたします。

本日は、公益委員の小野委員及び大越委員が所用により欠席されとの連絡を受けております。

したがいまして、公益委員3名、労働者側委員5名、使用者側委員5名、合計13名のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

(会長)

それでは議題に入らせていただきます。

まず、議題(1)「最低賃金の改正決定について」です。

千葉労働局長から諮問を受けたいと思います。

《諮問文手交》

(賃金指導官)

各委員の皆様に諮問文の写しをお配りいたしますので、少々お待ちください。

《諮問文配布》

(会長)

それでは、確認のため事務局から朗読をお願いします。

(賃金指導官)

それでは、諮問文を読み上げます。

千労発基 0702 第 1 号令和 8 年 7 月 2 日付け

千葉地方最低賃金審議会会長 村上典子 殿

千葉労働局長 小山英夫

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 12 条の規定に基づく千葉県最低賃金(昭和 55 年労働省公示第 7 号)の改正決定に関し、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

(会長)

ただいま労働局長から諮問を受けましたので、議事を進めていきたいと思います。

それでは、議題(2)「令和 8 年度千葉地方最低賃金審議会の運営について」事務局からご説明をお願いいたします。

(賃金室長)

では、ご説明申し上げます。

まず、お手元の資料、資料№1 - 1、黄色表紙の資料をご覧ください。

資料№1 - 1『千葉地方最低賃金審議会運営規程』、資料№1 - 2『千葉地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程』、資料№1 - 3『千葉地方最低賃金審議会専門部会運営規程』、資料№1 - 4『千葉地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程』でございます。

現在、千葉地方最低賃金審議会には 4 つの運営規程が設けられているところでございます。

こちらにつきまして、改正の必要があるかお諮り願います。

なお、昨年度は特段改正を要するような課題は見受けられなかったことを申し添えます。

(会長)

ただいま事務局から説明がありました当該運営規程の改正についてですが、何かご意見はありますでしょうか。

《「意見なし」の声》

(会長)

ありがとうございます。

特にご意見がなければ、運営規程は現行どおりとし、改正は行わないことといたします。

今年度もこの運営規程に基づき、当審議会を運営してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは次に、議題(3)「千葉地方最低賃金審議会運営小委員会・特別小委員会の設置について」事務局からご説明をお願いいたします。

(賃金室長)

ご説明いたします。

当審議会では従来から、本審議会の議事運営に関する事項について協議するために、運営小委員会を設置しております。

また、特定最低賃金に係る改正等の必要性の有無などについて、速やかに結論が得られるよう意見調整を行うために、特別小委員会を設置し、それぞれの運営規程により運営してまいりました。

これまでと同様に、この2つの小委員会を設置し、各運営規程に基づき運営することとしてよろしいか、お諮り願います。

なお、これら小委員会の構成は、それぞれの運営規程第3条により、ともに各側委員同数、計9名以内で構成することとされております。

従来から千葉地方最低賃金審議会では、各側委員3名ずつ、計9名としておりますので、申し添えます。

(会長)

ありがとうございました。

事務局からただいま説明のありました運営小委員会の設置と特別小委員会の設置について、何かご意見はありますでしょうか。

《「意見なし」の声》

(会長)

では、昨年度と同様に両小委員会を設置し、委員数についても各側3名ずつ、計9名で運営するということによろしいでしょうか。

《「異議なし」の声》

(会長)

ありがとうございます。

それでは今年度も、運営小委員会及び特別小委員会を設置することといたします。

つきましては、これらの委員を選出していただきたいと思います。この場でご推薦いただき、各側3名ずつ選出していただきますようお願いいたします。

《「選出できます」の声》

(会長)

それでは、まず運営小委員会について、労働者側委員をご報告ください。

(労働者側委員)

運営小委員会の労働者側委員ですけれども、大谷委員、高野委員、そして私、中島の3名であります。

(会長)

はい、ありがとうございます。

続いて使用者側、お願いいたします。

(使用者側委員)

使用者側は、坂元委員、古山委員、私、本村の3名です。

(会長)

ありがとうございます。

最後に公益委員を報告いたします。

運営小委員会の公益委員は、私、村上、大竹委員、伊澤委員の3名で務めたいと思っております。

続いて、特別小委員会について労働者側委員をご報告ください。

(労働者側委員)

特別小委員会ですけれども、労働者側委員としては、田中委員、それから戸田委員、そして私、中島の3名です。

(会長)

ありがとうございます。

では、使用者側お願いいたします。

(使用者側委員)

使用者側は、坂元委員、古山委員、私、本村の3名です。

(会長)

ありがとうございます。

最後に公益委員を報告いたします。

特別小委員会の公益委員は、私、村上、そして大竹委員及び小野委員が務めます。

以上、それぞれ9名の方々が運営小委員会及び特別小委員会の委員に選出されましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

次に議題(4)に進みます。

「千葉県最低賃金専門部会の設置・運営について」ですが、先ほど局長から千葉県最低賃金の改正決定について諮問を受けましたので、最低賃金法第25条第2項の定めるところにより専門部会を設置し、今後この専門部会において具体的な調査審議を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

この専門部会の委員の数は、最低賃金審議会令第6条第1項により9名以内とされております。

当審議会では従来から各側委員3名、合計9名としておりますが、今年度も同数の委員構成でよろしいかお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

《「異議なし」の声》

(会長)

ご賛同いただきましたので、各側委員からそれぞれ専門部会委員が選出されることとなりました。

その選出手続について、事務局から説明を受けたいと思います。

また、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取に係る公示についても、併せてご報

告をお願いいたします。

（室長補佐）

千葉県最低賃金専門部会委員の推薦公示についてご説明いたします。

最低賃金審議会令第6条第4項により、専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命については、公示により候補者の推薦を求めることとなります。

そのため、関係労働組合及び関係使用者団体に対して、相当期間を定めて候補者の推薦を求める公示を行う必要がございます。

本来、専門部会委員の推薦公示期間については2週間から3週間程度とされておりますが、本年度においては審議会運営及び日程の都合上、令和8年7月16日木曜日を期限として公示することといたします。

（賃金指導官）

続きまして、私から千葉県最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見聴取に係る公示についてご説明いたします。

最低賃金法第25条第5項及び施行規則第11条第1項に基づき、審議会が最低賃金の改正決定について調査審議を行う場合には、関係労使の意見を聞くものとされており、意見を述べようとする関係労使は、一定の期日までに意見書を提出すべき旨を公示することが求められております。

この関係労使の意見聴取の公示は、諮問後できる限り早い時期に行うこととされており、公示期間は地域別最低賃金に係るものについては3週間程度とされております。本年度におきましては、審議会運営及び日程の都合上、令和8年7月22日水曜日を期限として公示することといたします。

なお、各公示につきましては、千葉労働局掲示板のほか、千葉労働局ホームページにも掲載し、広くお知らせする予定でございます。

（会長）

ありがとうございました。

では次に、議題（4）に関連して、関係者の意見陳述について、まず事務局より説明をお願いいたします。

（賃金指導官）

ご説明させていただきます。

千葉県最低賃金に係る意見陳述についてですが、昨年は4つの組合から要望があり、第2回本審議会において4名の方が陳述を行いました。

今年度につきましても、昨年同様に意見陳述の要望があり、そちらが適当と認められる場合には実施するという方向でよろしいかと諮りいたします。

(会長)

事務局から説明がありました最低賃金に関する意見陳述について、要望があって適当と認められる場合には陳述の場を設けるということによろしいでしょうか。

《「異議なし」の声》

(会長)

ありがとうございました。

それでは異議がないようですので、意見陳述につきましては実施することとし、いつどのように実施するかなど、審議の運び方については運営小委員会で協議することいたします。

続いて、特定最低賃金に関する意見陳述について、事務局より説明をお願いいたします。

(賃金指導官)

説明を申し上げます。

去年は7業種から改正の申出があり、1業種の新設申出がございました。

申出を行った関係労働組合より意見陳述の要望がございましたので、そのうち、調味料製造業、一般機械器具製造業、精密機械器具製造業、各種商品小売業、総合スーパーマーケット、自動車(新車)小売業の6業種について、4名の方が意見陳述を行いました。

本年度の特定最低賃金に係る意向表明の状況でございますが、昨年同様、現行の7業種から改正の意向表明があり、1業種から新設の意向表明がなされているところです。

今年度につきましても、改正及び新設を申し出た関係組合から要望がなされた場合は、陳述の場を設けるかどうかと諮りいたします。

(会長)

事務局から説明がありました千葉県特定最低賃金に関する意見陳述についてですが、改正及び新設を申し出た関係組合から意見陳述の要望があった場合には、陳述の場を設けるということによろしいでしょうか。

《「異議なし」の声》

(会長)

それでは、異議がないようですので、千葉県特定最低賃金に関する意見陳述については、その場を設けることといたします。

なお、意見陳述の方法などについては、第1回運営小委員会で協議することによろしいでしょうか。

《「異議なし」の声》

(会長)

それでは、第1回運営小委員会で協議することといたします。

続きまして、同じく議題(4)に関連して、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてお諮りいたします。

はじめに、事務局からこの件についてご説明をお願いいたします。」

(賃金室長)

それでは、ご説明いたします。

黄色が表紙の資料№2をご覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項についてです。条文を読み上げます。

「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」

と規定されております。

当審議会では、従来から千葉県最低賃金専門部会には適用しておりませんが、特定最低賃金専門部会については、決議が全会一致の場合には、この第6条第5項を適用してきたところでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

事務局から説明がありました特定最低賃金専門部会への第6条第5項の適用について、従来どおりの取扱いということによろしいでしょうか。

《「異議なし」の声》

(会長)

それでは、ご賛同いただきましたので、特定最低賃金専門部会の決議が全会一致の場合には、第6条第5項を適用することといたします。

よろしくお願いいたします。

(会長)

続きまして、議題 (5) 「今後の審議日程について」ですが、まずは、事務局から今年度の審議日程についてご説明を受けたいと思います。お願いします。

(賃金室長)

それでは、ご説明いたします。

資料№ 3 の A 3 版をご覧ください。

委員の皆様方には既にご案内しているところでございますが、今年度は左側の A 案と右側の B 案の 2 パターンの案を作成いたしております。

A 案は例年どおりに中央最低賃金審議会から目安が示される場合、B 案は目安の提示が遅くなった場合を想定したスケジュールでございます。

まず、例年どおりの A 案より説明を申し上げます。

中央最低賃金審議会の目安審議が例年どおりに進みますと、目安は 7 月末に示されますので、A 案はそれを見込んで、7 月 30 日、日程表では 4 番でございますが、午後 1 時 30 分から、目安伝達と特定最低賃金の改正諮問を行うための本審議会を予定しております。

その後、複数回の県最低賃金専門部会を経て、番号でいいますと 11 番でございますが、8 月 5 日に千葉県最低賃金の答申を見込んでおります。

その後、異議申出の公示期間 15 日間を設けまして、日程表の番号 15 番、8 月 21 日金曜日午前 11 時からの第 4 回本審議会にて、異議申出に係る審議を行う予定としております。

なお、予備日としまして、A 案の日程表番号 12 番、13 番で県最賃専門部会及び第 3 回本審議会の予備日程を 8 月 7 日に設けてございます。

この場合は、異議申出に関する審議などを行う第 4 回本審議会の日程は、番号 18 番の 8 月 25 日を予定しております。

発効日につきましては、黄色が表紙の資料№ 4 をご覧ください。

『令和 8 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表』の地域別最低賃金の場合の表の黄色いセルのとおり、8 月 5 日に答申が行われた場合の最短効力発生日は 10 月 1 日、予備日の 8 月 7 日に答申が行われた場合の最短効力発生日は 10 月 3 日となっております。

なお、最低賃金法第 14 条、お手元の『決定要覧』という冊子をお配りしておりますが、147 ページをご覧ください。

第 14 条とございまして、上から 4 行目の後ろの方に括弧書きがあり、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」これが最短効力発生日でございますが、「この日の後の日であって、当該決定において別に定める日がある場合は、その日」という規定がございまして、最短効力発生日以降の日にちを指定して発効することも法

律上は可能でありますことをご説明申し上げます。

なお、日程表のB案でございますけれども、目安が示される時期が例年よりも遅くなった場合を想定しているものでございますが、A案でご説明しました日程を後ろにずらした日程となっております。

A案、B案のいずれとなるかは中央最低賃金審議会の審議状況によりますが、委員の皆様には大変ご負担をおかけするところでございます。

A案、B案どちらの案になるかは、7月下旬に事務局より改めてご連絡を申し上げますと考えております。

続きまして、特定最低賃金の審議日程でございます。

黄色が表紙の資料№3の2枚目でございます。

例年どおり、12月25日の発効に向けて予定を組んでおります。

特定最低賃金につきましては、先ほど指導官が申し上げましたとおり、現行7業種から改正の意向表明がございました。

また、新設として総合スーパーマーケットについて意向表明をいただいております。ですので、この8つの特定最低賃金について、それぞれ2回の専門部会の日程を予定しております。

ただし、特定最低賃金につきましては、労使のイニシアティブにより、新設又は改正の必要性の有無が決まることとなります。

A3の日程表に戻っていただきまして、A案でございますが、表の番号6番にございます、第1回特別小委員会を8月3日、そして番号14番となります第2回特別小委員会を8月21日に予定しております。

この2回の特別小委員会の中で、特定最低賃金の新設・改正の必要性についてご審議いただき、その結果につきまして、番号15番にあります8月21日の第4回本審議会での決定を受けた上で、新設・改正の必要性があるとされた業種の特定最低賃金について、専門部会が開催されますことをご承知おきください。

以上、日程案の説明でございます。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から、千葉県最低賃金の審議日程案と特定最低賃金の審議日程案が示されました。

日程につきましては、中央最低賃金審議会の審議状況によりまして、不確定な状況がまだ残っておりますが、この場で大筋ご了承いただいた上で、本審議会終了後に開催されます運営小委員会において詳細をご協議いただきたいと思いますと思っております。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《「異議なし」の声》

(会長)

それでは、審議日程については事務局案でご賛同いただきました。

事務局は、中央最低賃金審議会の審議状況により、A案・B案のいずれになるかを各委員各位に速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。

(会長)

続いて、議題(6)「千葉地方最低賃金審議会の公開等について」です。

事務局からこの点についてご説明をお願いいたします。

(賃金室長)

引き続き、黄色が表紙の資料1の1を改めてご覧ください。

千葉地方最低賃金審議会運営規程の第6条、裏面となりますが、こちらに第6条『会議の公開』がございます。

第1項に、『会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。』とあります。

当審議会では、これを踏まえ、公・労・使の三者がそろう部分は原則公開、二者協議は非公開としております。

また、議事録については、同じ運営規程の下第7条にございますが、公・労・使三者がそろう部分は原則公開、二者協議については作成しない取扱いとしております。本年度もこちらの取扱いでよろしいかお諮り願います。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、本審議会の公開及び議事録の公開について、昨年度の取扱いを変更することについて何かご意見はございますでしょうか。

《「意見なし」の声》

(会長)

特にご意見ありませんでしたので、今年度も従来どおり、本審議会は二者協議以外の議事は公開、議事録も二者協議以外は公開ということで進めさせていただきます。

(会長)

次に、議題(7)「その他」でございます。

事務局の方から各種資料をご用意いただいておりますので、簡単にご説明をお願いいたします。

(賃金指導官)

私からは、黄色い表紙の資料№5についてご説明申し上げます。

ページ数を振っておりまして、まず1ページ目から2ページ目にかけて、千葉県の最低賃金及び特定最低賃金の金額や引上げ率の推移などをまとめております。

令和7年以前の状況は、一覧にお示ししているとおりでございます。

令和7年の基礎調査未満率という欄が空白となっている理由ですが、こちらは現在賃金室で実施している最低賃金に関する基礎調査の結果によって、千葉県最低賃金額1,140円を下回る労働者の割合が明らかとなりますので、次回の審議会では未満率を追加した資料の配布を予定しております。

また、県最低賃金の下には特定最低賃金の推移をお示ししております。

本日時点では、各種商品小売業及び電気機械器具製造業の改正申出書並びに総合スーパーマーケットの新設申出書が提出されている状況でございます。

今後、他の業種の申出書の提出も見込まれていることから、次回の審議会では、改定額などの数値を追加した資料をお示しさせていただきます。

次に、3ページ目から5ページ目にかけましては、各都道府県の地域別最低賃金額や引上げ額及び引上げ率の推移を整理しております。

6ページから20ページにかけましては、全国の特定最低賃金のうち、千葉県に関連する業種について整理しております。

最後の21ページ目につきましては、今年度、総合スーパーマーケットに係る特定最低賃金の新設に関する意向表明がなされたことを踏まえまして、そちらの動向について整理したものでございます。

私からの資料№5の説明は以上でございます。

続きまして、その他の配布資料及び事業場視察に関しまして、賃金室からご説明を申し上げます。

(賃金室長)

資料が多いため、できるだけ簡潔に申し上げたいと存じます。

まず、薄青色のファイルを配布させていただいておりますのでご覧ください。

資料№1をご覧ください。

こちらは「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」でございます。

昨年度は、全国で目安額を大幅に上回る最低賃金の引上げや、発効日のばらつきが見られました。千葉県につきましては、いずれにも該当しておりませんが、このような状況を踏まえ、中央最低賃金審議会において目安制度の在り方に関する全員協議会が開催され、本年2月から6月にかけて検討が行われました。

その取りまとめ結果が6月23日に公表されております。

このうち1ページでは、近隣県との過度な競争意識や最低賃金額の順位を意識した結果、地域の経済実態と乖離した引上げが行われることへの課題が示されております。

これに対する対応方針として、2ページでは最低賃金法に定める法定三要素に基づいた審議の重要性が改めて示されております。

また、3ページでは発効時期の遅れに関する課題が示されており、これに対する対応方針として8ページでは、発効日を遅らせる場合には十分な議論を行う必要があること、その理由については公益委員見解等において明らかにすることなどが示されております。

続いて、資料№2をご覧ください。

こちらは、6月26日に開催されました中央最低賃金審議会第1回目安小委員会の主要統計資料でございます。

右下の赤字ページ番号をご参照ください。

赤字39ページでは、各種指標の順位が示されており、千葉県は県民所得が全国17位、標準生計費及び学卒者賃金がいずれも全国4位となっております。

赤字42ページ以降は賃金関係の統計でございます。

続いて、赤字46ページは消費者物価上昇率の推移でございます。2025年の千葉県は3.5%の上昇となっており、その後、2026年に入ってから1%台で推移しております。

赤字49ページは1か月当たりの消費支出の推移でございます。千葉県は直近で1万2,177円となっております。

赤字60ページは地域別最低賃金の引上げ率の推移となっております。

赤字63ページ以降は、日本経済に関する各種データを掲載しております。

このうち赤字65ページでは、連合の春季生活闘争における賃上げ妥結状況の推移が示されております。近年は高い引上げ率が続いており、直近の第6回集計では5.02%となっております。

また、赤字118ページ以降には、中小企業への支援施策の概要が掲載されておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、赤字165ページ以降でございますが、最低賃金に関する調査研究を掲載しております。こちらにつきましては、本日は詳細な説明を割愛させていただきます。

続いて、資料№3及び資料№4をご覧ください。

こちらは厚生労働省が毎年作成しております審議会委員向けの説明資料でございます。

最低賃金制度の概要や最低賃金審議の考え方などが掲載されておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

続きまして、水色の表紙の資料をご覧ください。

こちらは各種統計資料でございまして、国及び千葉県の統計資料を取りまとめたものでございます。

まず、資料№ 1 の賃金構造基本統計調査でございまして、16 ページには都道府県別のデータを掲載しております。

また、資料№ 2 の毎月勤労統計調査につきましては、令和 7 年度の全国集計結果でございまして、本日は説明を割愛させていただきます。

資料№ 4 からは千葉県関係の資料となります。

資料№ 4 の千葉県毎月勤労統計調査をご覧ください。

最終ページの表 4 - 1 「千葉県の実質賃金指数」によりますと、決まって支給する給与について、労働者 5 人以上の事業所では、令和 2 年を 100 とした場合、令和 7 年は全産業で 92.1 となっております。

続いて、資料№ 6 をご覧ください。

こちらは千葉財務事務所による 4 月の経済情勢判断でございまして、1 ページ目において、県内経済は持ち直しているとの分析が示されております。

続いて、資料№ 7 の法人企業景気予測調査（千葉県分）でございまして、

2 ページの企業の景況では、現状判断について、「下降」超幅が縮小との分析が示されております。

続いて、資料№ 8 の千葉県主要指標の抜粋でございまして、

8 ページには企業倒産に関する情報を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

なお、消費者物価指数につきましては、後ほど別資料でご説明いたします。

次に、資料№ 9 の千葉県鉱工業指数でございまして、こちらは次回、最新版を用いてご説明したいと考えております。

続いて、資料№ 10 の千葉市消費者物価指数でございまして、

こちらは先ほどご説明いたしました中央最低賃金審議会目安小委員会資料に掲載されたデータの詳細版となっております。

1 ページ目の推移グラフによりますと、物価指数は長期的に上昇傾向にあり、対前年同月比につきましては令和 8 年に入ってから 1 % 台で推移しております。

続いて、資料№ 11 の千葉県月例経済報告でございまして、

総合判断では、県経済は緩やかに持ち直しているが、中東情勢の影響を注視する必要があると分析されております。

続いて、資料№ 13 の日銀短観でございまして、

業況判断 D I を見ますと、製造業については大企業から中小企業までいずれも前回調

査を上回る結果となっております。

続いて、資料№14 の中小企業景況調査でございます。

業況判断D I は全産業で4期連続の低下となっております。

続いて、資料№15 をご覧ください。

こちらは令和8年1月23日に開催されました「千葉の魅力ある職場づくり公労使会議」の資料でございます。

千葉の魅力ある職場づくり公労使会議は、千葉県内の公労使関係団体により構成されております。

裏面に重点取組方針が示されておりますが、そのうち第3項目では、価格転嫁の取組と併せて、人手不足対策、働きやすい職場環境づくり、業務効率化及び働き手のスキルアップに向けた人材育成やリスクリングを一層推進し、千葉県において、物価上昇を上回る賃金の上昇を目指すこととされております。

続いて、緑色の表紙の資料をご覧ください。

こちらは主に民間団体等が公表している各種資料を取りまとめたものでございます。まず、インデックス1でございます。

こちらは連合の2026春季生活闘争第6回回答集計結果でございます。

賃上げ率はピンク色で着色されている欄でございまして、5.02%となっております。

続いて、インデックス2の連合リビングウェイジ報告書でございます。

健康で文化的な生活ができ、社会的な体裁を維持するために必要な最低限の賃金水準を試算したものでございます。

16ページに都道府県別のデータが掲載されており、千葉県は2025年度で時間額1,240円が必要と試算されております。

続いて、インデックス4でございます。

こちらは日本経済団体連合会による春季労使交渉第1回集計結果であり、主として労働者500人以上の企業を対象としたものでございます。

賃金引上げ率は、全業種平均で5.46%となっております。

続いて、インデックス5の全国中小企業団体中央会月次景況調査でございます。

こちらにつきましては、次回審議会で最新版を配布する予定としておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

続いて、インデックス6の全国商工会連合会景気動向調査でございます。

売上額D I は低下、資金繰り及び業況は横ばいとなっております。

また、資材調達難による収益圧迫の声が多く聞かれており、引き続き資材確保及び価格転嫁が課題とされております。

続いて、インデックス7の商工会議所L O B O調査でございます。

5ページのブロック別動向によりますと、関東地域では業況が悪化しており、ナフサ由来資材の納期遅延や調達難などが報告されております。

続いて、インデックス 10 の千葉商工会議所景気動向調査でございます。

全体の特徴として、業況 D I は全産業で 7.3 ポイント低下し、マイナス 22.6 となり、2 期ぶりの悪化となっております。

また、先行き見通しについても、製造業では改善が見込まれるものの、全産業合計では 7.3 ポイント低下し、マイナス 22.9 となっております。

続いて、インデックス 11 の日本商工会議所「賃上げ・賃金改定に関する調査結果」でございます。

丸数字の 12 ページに掲載されている 2026 年度調査結果によりますと、2025 年 5 月と 2026 年 5 月を比較した賃金改定率は、全体で 4.29%、小規模事業場で 3.52% となっております。

また、都市部と地方を比較した場合、都市部の方が高い賃上げ率となっております。資料説明については以上でございます。

続いて、事業場視察について説明をさせていただきます。

事業場視察でございますが、公労使の委員の皆様には地域の実態や実情を直接認識していただくことを目的としております。

今年は連合様のご協力をいただきまして、船橋市内の介護施設を事業場視察の対象とさせていただき、7 月 14 日に実施を予定してございます。

詳細につきましては、改めてご出席予定の委員の皆様にご連絡をさせていただきたいと存じます。また、視察の結果につきましては、第 2 回目の本審議会で報告をさせていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

(会長)

事務局のご説明ありがとうございました。

今いただいたご説明に対して何かご質問やご意見はありますでしょうか。

(会長)

事業場視察はまだ人数を増やすことはできるのでしょうか。

事務局いかがでしょうか。

(室長補佐)

現在出席予定の委員の方は 6 名です。人数を増やすことはできます。

(会長)

ありがとうございます。

では、以上で、本日の議題はすべて終了となりました。

他に何か労使ともに何かご発言等ありますでしょうか、何もないようでしたら、本日の審議を終了させていただきたいと思います。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し、公開することになりますが、事務局から委員の皆様が発言内容の確認依頼があった場合は、速やかにご確認の上、回答させていただきますようお願いいたします。

それでは以上をもちまして、閉会といたします。